

戸籍関係交付請求書（郵送請求用）

（宛先）箕面市長

申請者	住所			
	ふりがな 氏名	印（年 月 日生）		
	筆頭者との続柄		昼間の連絡先	

下記の証明書を請求します。（同籍者以外のご請求は委任状が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください）

① 本籍（地番等まで正確にご記入ください）

箕面市

② 筆頭者の氏名（戸籍の最初に書かれている人で、お亡くなりになっても変わりません）

ふりがな

筆頭者氏名

（年 月 日生）

③ 必要な証明の種類		全部事項証明（謄本）	個人事項証明（抄本）		
		同籍者全員の証明	必要な方のみ証明（2名以上の連名証明可）		
1	戸籍	通	氏名	生年月日	通
2	除籍	通	氏名	生年月日	通
3	原戸籍 (昭和改正・平成改正)	通	氏名	生年月日	通
4	戸籍の附票	通	氏名	生年月日	通
沿革が必要な住所をご記入ください（ ）					
5	<input type="checkbox"/> 身分証明書（ <input type="checkbox"/> 禁治産・後見 <input type="checkbox"/> 破産） <small>※身分証明は本人以外の請求の場合、委任状が必要です。</small>		氏名		通
	<input type="checkbox"/> 独身証明書 <small>※独身証明は本人のみの請求になります。（委任状不可）</small>		生年月日		

※ 身分証明書の項目は次の2項目です。（1項目300円）

- ① 禁治産又は準禁治産及び後見の登記の通知を受けていない。
- ② 破産手続開始決定・破産宣告の通知を受けていない。

※ 平成改正原戸籍（箕面市では平成19年12月8日に戸籍の電算化により改正しました）

- ・改正後の「現在戸籍」には、婚姻や死亡などで既に除かれている人は記載されていませんので、この記載の証明が必要な場合は、「平成改正原戸籍」が必要になります。
- ・戸籍の附票は、改正又は除票になってから5年経過すると発行できません。沿革が必要な住所の証明ができない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

④ 必要とする理由・提出先 *証明したい事項が具体的にある場合、こちらにご記入ください。

(理由)	(提出先)
------	-------

⑤ この1ヶ月間の間に戸籍関係の届出をされましたか？

月 日に 転籍・出生・死亡・婚姻・離婚・（ ）届を 市・区・町・村に提出した。

⑥ 手数料・返信用封筒・本人確認書類

- 1) 手数料として郵便局発行の定額小為替（ ）円分
- 2) 返信用封筒に郵便切手（ ）円分貼付（返送先は請求者が住民登録されている住所を記入ください）
- 3) 本人確認書類（ ）のコピーを同封します。